

デイサービスセンタースマイル

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美楽会が開設するデイサービスセンタースマイル（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護及び第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る。）（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の事業従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護及び必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンタースマイル
- (2) 所在地 岩手県奥州市水沢羽田町久保37番

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。また、地域密着型通所介護計画、介護予防通所介護計画又は第1号通所事業に係るサービス計画（以下「地域密着型通所介護計画等」という。）の作成等を行う。

- (2) 生活相談員 サービスの提供時間数に応じて1人以上配置

生活相談員は、指定地域密着型通所介護等の利用の申込みに係る調整、また、利用者、又はその家族との相談、助言を行う。

- (3) 介護職員 常時1人以上配置

介護職員は、必要な日常生活全般の介護、支援を行う。

(4) 看護職員 1人以上配置

看護職員は、利用者の保健衛生、健康管理を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上配置

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービスの提供は、午前9時15分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、15人とする。

(指定地域密着型通所介護等の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づき、次の各号に掲げるサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護その他必要な身体介護を行う。

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身その他必要な入浴の介助を行う。

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助その他必要な食事の介助を行う。

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、仲間づくり、老いや障がいの受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

(7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び関係市町村が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 食事の提供に要する費用、その他利用者負担が適当と認められる経費については、次の額を徴収する。

(1) 食費： 一食680円（オヤツ代含む）

(2) おむつ代実費：（尿取りパッド35円・オムツ175円・リハビリパンツ210円）

(3) 口座振替手数料： 利用料支払いを口座振替にした場合、手数料132円

(4) その他： 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、奥州市水沢羽田町の区域とする。

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定地域密着型通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行う。

4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。ただし、事業所の責に帰さない事由による場合は、この限りではない。

4 事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発を防止するための対策を講じるものとする。

(緊急時等の対応方法)

第12条 事業所は、指定地域密着型通所介護等の提供中に利用者の体調や容態の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定地域密着型通所介護等を提供中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講じるとともに、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、洪水、地震等災害に対処するための計画を作成し、火気、消防等についての責任者を定め、年2回（洪水は年1回）定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、感染症の発生又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修等を定期的に行う。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業書は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 前2項の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う地域との交流に努める。

2 事業所の行う指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的とし、運営推進会議を設置する。

(1) 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、事業所が所在する圏域の市職員より構成するものとする。

(2) 運営推進会議の開催は概ね6ヶ月に1回以上とする。

(3) 運営推進会議は指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(4) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第19条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない

(1) 複数の利用者がサービスを利用する為、他の利用者等に迷惑を及ぼすこと

(2) けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと

(3) 現金や貴重品を持ち込むこと

(4) 利用者間や職員への金銭・物品・飲食の授受

(5) 職員へのハラスメント

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は従業者の質的向上を図るため、継続的に研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

3 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 5 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を提示するとともに、ホームページ等に掲載・公表するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人美楽会の理事会で定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。